

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年3月27日

【会社名】 SAMURAI&J PARTNERS株式会社

【英訳名】 SAMURAI&J PARTNERS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 安藤 潔

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
(注) 平成30年4月25日に開催された第22期定時株主総会の決議により、本店所在地は、平成30年5月1日から大阪市北区西天満四丁目11番22号より上記へ移転しております。

【電話番号】 (03)5259-5300

【事務連絡者氏名】 取締役 塩澤 卓也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

【電話番号】 (03)5259-5300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 塩澤 卓也

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (新株予約権証券)
その他の者に対する割当 49,980,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
5,047,980,000円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 357,000個(新株予約権1個につき100株) |
| 発行価額の総額 | 49,980,000円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき140円(新株予約権の目的である株式1株につき1.4円) |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成31年4月26日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | SAMURAI & J PARTNERS株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 |
| 払込期日 | 平成31年4月26日 |
| 割当日 | 平成31年4月26日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社三菱UFJ銀行 築港支店 大阪府大阪市港区市岡二丁目11番21号 |

- (注) 1. 第15回新株予約権証券(以下「本新株予約権」と言います。)の発行については、
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないことといたします。
 4. 本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成31年4月24日開催の定時株主総会における新株予約権発行に関する議案の承認を条件とします。
 5. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定の無い当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、35,700,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。))は、金140円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該 (調整前行使価額 - 調整後行使価額) \times 期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
|--|--|

| | |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額 | 金5,047,980,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。 |
| 新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額となる。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成31年5月7日から平成36年5月6日までとする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 SAMURAI & J PARTNERS株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 築港支店 |
| 新株予約権の行使の条件 | 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行う事はできない。 2. 本新株予約権1個未満の行使を行う事はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を、新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で取得する。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項はありません。 |

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求の受付場所に提出しなければならないものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
 3. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
 4. 株券の不発行
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
 5. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 5,047,980,000 | 23,980,000 | 5,024,000,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額49,980,000円及び新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額4,998,000,000円を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税を含む登記関連費用(約18百万円)、新株予約権公正価値算定費用(約2百万円)、反社会的勢力に関する調査費用、弁護士費用、その他事務費用等であります。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

a. 資金調達の目的

(a). 当社のこれまでの状況

当社は、平成29年5月に商号を株式会社デジタルデザインから、SAMURAI&J PARTNERS株式会社へ変更し、同年11月にSAMURAI証券株式会社(旧商号:AIP証券株式会社)(以下、「SSEC」といいます。)を完全子会社化するとともに、貸金業の免許取得を目的としたSAMURAI ASSET FINANCE株式会社(以下、「SAF」といいます。)の設立を行い、投資銀行事業を本格的に稼働いたしました。その後も、平成30年1月にSAMURAI TECHNOLOGY株式会社(旧商号:株式会社ヴィオ)(以下、「TEC」といいます。)を完全子会社化し、投資銀行事業及びITサービス事業それぞれにおいて、専門性を有する企業体制を構築し、グループ間連携による事業展開を進めてまいりました。同時に、当連結会計年度より、事業セグメントを自社ビル賃貸事業と金融関連事業を統合した「投資銀行事業」と「ITサービス事業」に変更し、投資銀行事業を「投資銀行分野」「クラウドファンディング分野」「ノンバンク・不動産分野」に、ITサービス事業を「ミドルウェアソリューション」「システム開発ソリューション」に区分することにより、現在のSAMURAI&J PARTNERSグループ(以下、「当社グループ」といいます。)を築いてまいりました。

平成31年1月期の業績につきましては、ITサービス事業では当社が保有していたミドルウェア販売に加え、TECのITソリューションに関する高い技術力が融和し、34百万円の営業利益を計上しております。他方、投資銀行事業に関しましては、投資銀行分野において資金ニーズのある国内外の企業を対象に営業を行い、ファイナンス支援等を進めてまいりましたが、JASDAQ等新興市場の株価推移の悪化等によりファイナンス支援として引き受けた株式を、想定していた金額で売却できない等の理由から当初見込んでいた売上高に達せず、事業投資活動への先行費用のため32百万円の営業損失を計上する結果となっております。特に投資銀行分野においては、その金額規模も大きいことから顧客となる上場企業と慎重に協議を重ねる必要があるため、案件あたりの期待収益は大きいものの、収益化に至るまでの期間が長期化する傾向にあるとともに、ファイナンス支援先が事前に作成していた資金使途や事業計画等において、当社が出資をする際に精査を行ったとしても、景気動向をはじめとした外部環境により予実に乖離が生じるリスクが大きいため、当社の収益計画に対する実績値が大きく上下しやすい状況となっております。このため、当社グループの事業ポートフォリオにおいては、「安定収益基盤の構築」が経営課題の1つとなっており、中長期的なストックビジネスの構築が不可欠であると認識しております。

このような背景の中、平成31年3月27日に開示いたしました「中期経営計画」において、今後予想される市場環境の変化に対応するため、「既存事業の成長戦略」「安定収益基盤の構築戦略」「グループコラボレー

ションによる成長戦略」を基本戦略として、当社グループ一丸で取り組むことを主軸とした3カ年の中期経営計画である「SAMURAI TRANSFORMATION」（以下、「本中期経営計画」といいます。）を策定いたしました。本中期経営計画では、各基本戦略の実現に資する主軸の1つとしてクラウドファンディングサイトの活用を据えております。

クラウドファンディングは一般的に寄付型や購入型と呼ばれる金銭によるリターンを目的としない「非投資型」と、貸付型（注1）、ファンド型（注2）及び株式型（注3）と呼ばれる金銭によるリターンを目的とした「投資型」に分類されます。SSECが運営するクラウドファンディングサイト「SAMURAI」（以下、「SAMURAI」といいます。）は投資型クラウドファンディングサイトであり、「証券会社が運営するクラウドファンディングサイト」を強みとして、貸付型、ファンド型、株式型すべての商品に対して投資家からの出資を募集するためのライセンスを有しております。

現在SSECが運営する「SAMURAI」では、主に貸付型の商品を取り扱っており、貸金業を営むSAFが営業者として融資案件を組成し、SSECが「SAMURAI」にて商品化し投資家を募集しております。掲載された商品に対し「SAMURAI」の会員である投資家から出資を募ることで、当社グループの融資案件資金の一部または全部を調達し、融資を通じてSAFが得た金利（内：SSECの募集手数料、SAFの営業者報酬を除く）を出資した投資家へ分配するというスキームを採用しております。

クラウドファンディングサイト「SAMURAI」概要



「SAMURAI」を活用することにより、投資家は様々な投融資案件に出資することができ、資産運用におけるポートフォリオを広げることが可能となります。当社グループにおいても、保有している既存の投融資資金の一部を流動化させることにより、新たな投融資案件を組成することで、投資銀行事業の運用額拡大による収益性向上を図ることが可能となります。また投資家である会員数を増やし、継続的に商品を提供し続けることにより、当社グループにおきましても継続的に商品を組成することができ、募集手数料や営業者報酬による収益を獲得することが可能であることから、当社グループのストックビジネスとしての安定収益基盤を構築することが可能となります。

「SAMURAI」につきましては、平成30年3月のホームページの大幅リニューアル以降、これまで商品組成を行い、平成31年1月期において組成ファンド数43本、取扱額670百万円を達成してまいりました。また積極的なプロモーション活動、キャンペーン、セミナー開催を行い、着実に実績を積み上げてまいりました。しかしながら、新規クラウドファンディング事業者の参入が相次ぎ、新たな資金調達手段としてクラウドファンディング自体が世間に認知されつつある中で、「SAMURAI」はリニューアルから1年弱ということもあり、認知度が低いことから、営業利益は上げてはいるものの、当社の業績に対しまだ大きな影響を与えていない状況にあります。このため、現在の当社グループにおける「SAMURAI」の事業としての位置付けは、創業期から成長期への過渡期段階であると認識しており、実績の積み上げとともに、他事業者で顕在化しております利益分配の遅延やデフォルトを生じさせないよう「SAMURAI」の認知度・信頼性の向上が必要不可欠なものであることから、これらに資する活動により、投資家からの出資がより拡大するものと認識しております。

- (注) 1. 融資型は、営業者が実行する特定の融資の為の資金を、投資家から匿名組合員出資を通じて募集するスキームです。投資家は営業者が融資によって得た金利の一部を分配金として得ることが出来る一方、融資先のデフォルト等に伴う元本リスクがあります。

2. ファンド型は、営業者が運営する特定の事業（不動産の売買など）の為の資金を、投資家から匿名組合員出資を通じて募集するスキームです。投資家は営業者が運営する特定の事業収益の一部を分配金として得ることが出来る一方、事業の失敗・損失等に伴う元本リスクがあります。
3. 株式型は、特定の企業（非上場企業）が発行する株式の引受を、投資家から募集するスキームです。投資家は株式配当の他、投資した株式の売却により利益を得ることが出来る一方、投資先のデフォルト等に伴う元本リスクがあります。

(b) 資金調達必要性

「SAMURAI」に対する当社グループの取り組みとしましては、「SAMURAI」の運営を担うSSECの他、主に営業者として融資機能を担うSAF、融資案件のデューデリジェンス支援及び商品組成支援機能を担う当社によるグループ間連携により、融資案件の開拓、案件の組成及び商品化に取り組んでまいりました。しかし、中長期的なストックビジネスとして安定的な手数料収益を確保するためには、会員数の更なる拡大とともに、継続的な商品の展開、商品ラインナップの拡充が不可欠であり、当社グループのみでは、人的リソースや資金ニーズのある企業へのチャンネルをはじめ、より募集手数料や営業者報酬の向上に資するファンド型をはじめとしたエクイティ性の高い商品（注4）を組成するための営業者としての許認可が不足しているとともに、取扱金額規模の大きい商品を組成するための資金力が十分であるとはいえず、その成長性や継続性及び信頼性において限界がある状況となっております。そのため、証券会社が運営するクラウドファンディングサイトとしての許認可上の強み（取扱商品の多様性等）を持ちつつも、商品組成の機会を逸する等、十分に活かしきれていない現状を加味し、本第三者割当増資による資金源の確保とともに、商品数の拡大や商品ラインナップの拡充に寄与する投融資案件の開拓及び「SAMURAI」の認知度・ブランド価値の向上に寄与する企業との提携が不可欠な状況となっております。

このような背景から、これまでクラウドファンディングとの親和性が高い、金融事業を展開している企業を中心に増資及び協業等の話を提案しており、中でも日本国内のみならず韓国及び東南アジアをはじめとしたアジア圏にて金融事業を展開しているグローバル企業であるJトラストとは、前向きに面談を行い、Jトラストの代表取締役である藤澤信義氏（以下、「藤澤氏」といいます。）と、当社取締役の山口との間でその内容について詰めてまいりました。Jトラストが有する国内外の金融ネットワーク及び専門的な金融ノウハウを活用し共同で商品を組成するとともに、本第三者割当増資に参画いただくことにより、これまで課題となっております資金源をはじめとした商品組成に対する制約を打破することができるものと判断し、クラウドファンディングにおける共同商品組成及び共同プロモーションを目的とした業務提携を行うことといたしました。

Jトラストは、主に国内において投資事業、信用保証業務、債権回収業務、クレジット・信販業務を、海外において銀行業、貯蓄銀行業、投資事業を、グループ企業等を通じて展開するグローバル・ファイナンス・コングロマリットとなります。国内においては、Jトラストのグループ会社であり主に国内にて保証業務を展開しております、株式会社日本保証（以下、「日本保証」といいます。）と連携し、クラウドファンディング商品の組成において、日本保証による債務保証付きの商品を展開してまいります。

株式会社矢野経済研究所が調査した国内クラウドファンディングの市場動向によると、国内クラウドファンディングの市場規模は右肩上がりに拡大傾向にあり、平成30年度は新規プロジェクト支援額ベースで、前年度比20.3%増の2,044億円の見込みとされております。また通称ソーシャルレンディングと呼ばれる貸付型の市場規模がクラウドファンディング市場規模全体の約9割を占めていることから、クラウドファンディング事業展開における貸付型の重要性が高いものとなっております。他方、足元の状況といたしましては同業他社の貸付型スキームにおける遅延及びデフォルト案件頻発に伴う、投資家の業界に対する不安感の解消が業界全体の課題となっており、クラウドファンディング運営事業者の投資家への説明責任の強化とともに、投資家保護に資する商品設計が課題となっております。

日本保証は、これまで銀行や信用金庫などの、10の金融機関と提携し、それら提携金融機関が扱っている個人や法人向けローンの債務を保証するビジネスを展開しており、平成30年12月時点で約2,000億円以上もの債務保証残高があります。昨今では、不動産を担保としたローンの保証商品を主軸に、首都圏においては小田急不動産株式会社、京浜急行電鉄株式会社、近畿圏においては阪神阪急不動産株式会社などと業務提携し、これら沿線地域の活性化を図るべく、リバース・モーゲージローンの保証事業や、リストインターナショナルリアルティ株式会社（サービスブランド「リストサザビーズ インターナショナルリアルティ」）、三井不動産リアルティ株式会社などとの業務提携により、アメリカを中心とした日本国外の不動産を担保としたローンの保証事業を展開するなど、独自性の強い保証商品組成力と卓越した行動力で着実に保証実績を積み上げております。本業務提携により、Jトラストのグループである日本保証の債務保証を組み込んだ商品を「SAMURAI」にて共同組成・展開することで、今後、投資家の資産運用において、国内預金、国債や国内大手企業の社債等に次ぐ安

全性の高い運用商品の展開を目指すとともに、投資家からの信頼を積み上げ、当社グループにおける運用商品拡充に努めてまいります。

またJトラストがグループにて有する韓国、モンゴル、東南アジアをはじめとしたグローバル金融事業との連携による商品組成につきましても共同で検討・展開してまいります。具体的にはJトラストグループが海外において展開しております、JT親愛貯蓄銀行株式会社やJT貯蓄銀行株式会社、PT Bank JTrust Indonesia Tbk.等の銀行業の他、J TRUST CREDIT NBFYやPT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE等のファイナンスカンパニーにおける運用資金の一部を「SAMURAI」を通じて調達する仕組みをJトラストグループと共同で検討し、クラウドファンディング商品として展開してまいります。また本商品検討・展開においては、投資家にとってより投資資金の安全性を向上させるため、一部Jトラストによるグループ間の債務保証を設定するなどの仕組みもあわせて検討してまいります。これにより当社としてはJトラストグループに関連した商品を「SAMURAI」に組成することができ、Jトラストも「SAMURAI」を活用することで、Jトラストグループにおける資金調達手法の幅が広がるといったメリットが生じます。

本業務提携に基づき債務保証付きの貸付型商品に加え、海外において幅広く金融事業を展開しているJトラストグループに対し貸付等を行う商品を、共同で検討・展開することにより、投資家に様々なリスク・リターン投資機会を提供するとともに、「SAMURAI」の認知度向上及びこれら商品への出資を促進するための共同プロモーションを積極的に行っていくことで、Jトラストグループにおいては資金調達力が増していき、当社としても「SAMURAI」のさらなる信頼性・ブランド価値向上を図れることから、今後、クラウドファンディングにおいて国内オンリーワンのポジションとなれるよう目指してまいります。

また「SAMURAI」の商品組成においては、当社グループが案件への投融資を行い、その運用資金の一部または全部を投資家から調達するスキーム上、商品規模・商品数の拡大を目的とした投融資案件への初期投資・運用資金の補完等を目的とした資金の確保が不可欠となります。また今後投資家への更なる投資機会を提供するとともに、証券会社が運営するクラウドファンディングサイトとしての強みを活かすため、貸付型のみならずファンド型をはじめとしたエクイティ性の高い商品ラインナップの拡充に向け、当社グループにおいて新たな許認可（投資運用業・不動産特定共同事業者等）の取得が重要であると考えております。さらなる運用資金及び許認可取得に向けた資金が必要となることから、業務提携契約のみならずJトラストとの本新株予約権引受契約も締結することで、「SAMURAI」を中核にしたストックビジネスが構築でき、当社グループの収益の安定化につながるものと考えております。

ITサービス事業においては、主力製品である「Fast Connector」シリーズの既存顧客への導入拡大と新バージョンの受注活動に注力するとともに、平成30年1月にTECを完全子会社化したことにより、ミドルウェアの開発販売のみならず、SES（システムエンジニアリングサービス）、システム受託開発、システム運用保守など、企業の底堅いITシステム投資を背景に積極的な事業展開を進めておりました。

また今後の事業展開においては、既存のシステム開発及び保守の強化をはかるとともに、プラットフォームの運営・管理をはじめとした、より継続性の高いサービス展開を目指しており、TECが有するITソリューションに関する知見とともに、当社グループが有する「SAMURAI」に関する経験を活かした「金融×IT」ビジネス領域の拡大を目指しております。

そのような中、Jトラストのグループ企業であるKeyHolderグループに対し、クラウドファンディングをはじめとした当社グループの知見を活かした新規ドメイン展開の一環として、所属するアーティスト、コンテンツをベースとした体験型クラウドファンディング及びファンクラブサイト構築・運営・管理について、当社取締役の山口からKeyHolderの取締役である大出悠史氏（以下、「大出氏」といいます。）に対し、提案を進めておりました。

その一つとして、KeyHolderグループは、ファンと共に成長するアーティストや、感動・共感・笑顔を届けるエンターテインメントの発信をコンセプトとしており、本提携により当社グループではKeyHolderグループが有するコンテンツの価値を最大限活かすべく、体験型クラウドファンディングサービスを共同で検討・展開してまいります。当サービスにおける具体的な展開方式等につきましては、今後KeyHolderグループとの協議の中で進めていく予定となりますが、購入型・投資型双方を視野に入れたサービス展開を検討してまいります。具体的にはアーティストが描くビジョンや世界観の共感に基づく共同プロジェクトの組成やクラウドファンディングを活用したユーザー限定のアーティストイベントの開催・コミュニケーションスペースの提供など、ファンにとってさらなる体験価値向上に資するサービス展開を模索していくとともに、「SAMURAI」で出資した投資家に対し、特定の招待券等を付与するなどのメリットを提供することにより、クラウドファンディングの潜在需要を取り込みを図り、当社グループが運営する「SAMURAI」の会員数の拡大にも寄与する取組みを検討・展開してまいります。

また現在KeyHolderグループにおいて、上記以外の新たな事業展開の一環としてファンクラブサイトの開設を検討しております。そのファンクラブサイトの開設に対し、TECが有するITプラットフォーム開発・運用・保守についての専門技術、データベース構築・管理及びデジタルマーケティング等の専門ノウハウを活用し、当社及びTECにてファンクラブサイトを構築した後、当該サイトを共同で運営していくよう協議を進めております。当社グループが「SAMURAI」にて培ってきた会員サイト運営に関するノウハウを活用し、ファンクラブサイト会員の属性情報・購買情報・サイト内回遊情報等を適切に収集し整理することで、マーケティング活動に取り組み、KeyHolderグループにおいてファンのニーズを適切に把握することができ、より満足度の高いコンテンツ配信やグッズ開発等、ファンクラブサイトの更新等が可能となります。

これらクラウドファンディングをはじめ、ファンにとってより満足度の高い体験価値を提供することを主眼とし、今後コンテンツを有するKeyHolderグループが目指すクラウドファンディング及びファンクラブサービス展開について、協議を重ね、TECの技術力と当社グループの知見を活かした事業運営を進めてまいります。

- (注) 4. ファンド型や株式型など、投資先の事業実績等に応じて期待利回りが変動することから融資型と比較してハイリスク・ハイリターンとなる商品です。当社グループにおいては、ファンド型商品の組成段階において投資家の出資に対して、元本・利益分配が劣後する劣後出資や共同出資等を行い、投資家が出資した商品の期待利回りを上回る実績が得られた際、その利益を収益とするスキームです。当社グループにおいて不動産特定共同事業や投資運用業を取得し営業者となることにより、投資家からの出資を活用し不動産の運用や株式・社債の運用を行うことが可能となります。

(c) 第三者割当による資金調達を選択する理由

当社グループは、「(a) 当社のこれまでの状況」でも述べましたように、クラウドファンディングサイトである「SAMURAI」を中心とした事業の再構築を行うことで、経営基盤の安定化及び業績の改善が可能になると考えております。しかしながら、当社の日々の営業キャッシュ・フローから、事業の再構築のための資金を確保することは非常に難しい状況にあります。この資金を確保するため、各種資金調達方法に対し、当社の業績及び株主の皆様の利益に対する影響を考慮し、検討を行いました。

具体的には、第三者割当による新株式の発行、第三者割当による新株予約権の発行、金融機関からの借入、第三者割当による新株予約権付社債の発行、公募増資、コミットメント型のライツ・オフアリング、ノンコミットメント型のライツ・オフアリング、株主割当増資及び、新株予約権の上場を伴わない新株予約権の無償割当といった各資金調達方法に対し、当社の業績及び株主の皆様の利益に対する影響を考慮しに入れ検討しております。

公募増資及びコミットメント型ライツ・オフアリングでは、第三者割当の方法に比べ、コストが割高であり、また当社が4期連続で連結純損失を計上していることから、引受先を選定することが困難であることが考えられ、当社が投資を行う機会を逸失するリスクを防ぐことができず、今回の資金調達方法として不相当であると判断しました。

ノンコミットメント型ライツ・オフアリングにつきましては、株式希薄化に対する影響は比較的少ないですが、4期連続で連結純損失を計上していることから上場規程に基づき実施できない状況にあります。

株主割当増資及び、新株予約権の上場を伴わない新株予約権の無償割当による資金調達については、払込みを行うか否かが株主又は新株予約権の権利保有者の判断となり第三者割当と異なり、割当を希望する株主の人数が不明瞭であることから、明確かつ当社とつながりのある企業に割当を行う第三者割当の方式の方が、割当先との協議なども可能であり、資金調達の確度が高いと判断いたしました。

新株予約権付社債による資金調達については、割当日より当社の負債となります。また、今回調達を考えている金額に対し全て社債で賄う場合、当社の負債総額に占める額の50%を超過してしまうことから、社債を引受けていただく企業からの実効支配力が生じ、連結関係にもなり得る恐れがあります。本第三者割当増資の割当先においても支配権を望んでいないことから、新株予約権付社債はふさわしくないと判断しました。また金融機関からの借入も当社の財務状況に鑑みるに、当社が希望する額を融資いただく事は困難であるため、現実的ではないと判断しました。

第三者割当増資による新株式の発行の場合、効力発生日に一度に発行されるため、著しい株式の希薄化が生じ、既存株主の皆様の利益へ影響が生じる可能性があるとともに、本第三者割当増資の場合においては、資金調達の規模から割当先と関連会社関係になる等が懸念されます。しかし、第三者割当による新株予約権の発行の場合は、一度に著しい株式の希薄化は生じないものの、割当先が新株予約権を行使しない限り資金が調達できないといった点があります。

これら各資金調達方法に対し、株式の希薄化や株価への影響を最小化しつつも資金を調達できる最善の方法を検討いたしました。今後クラウドファンディングの商品数及びラインナップ拡充を進めるにあたり、より1件当たりの金額規模の大きい案件やより数多くの案件への資金投下が必要となります。割当先にて本新株予約権を行使いただくことで、当社は資金が調達できるとともに「(b) . 資金調達の必要性」にも記載のとおり、商品組成等、割当先であるJトラストやKeyHolderの利益に資する活動が行えます。このような状況もふまえ割当先と協議した結果、急激な当社株式の希薄化が生じず、関連会社関係が生じない方式となる、新株予約権を第三者割当する方法が最良であると判断し、資金を調達することといたしました。ただし、新株予約権の行使は、割当先が当社の株価の動向などを確認した上で希望するタイミングで行われることから、当社の希望する時期に確実に資金を調達できるものではありません。また、割当先及び当社において関連会社等の関係になることは互いに希望していないため、短期間で大量の新株予約権の行使は行わないことを、口頭にて確認しております。これにより、割当先は当社の関連会社とならない範囲でしか、当社株式を保有することができませんので、新株予約権の行使に一定の制約が生じることも当社の資金調達の制約となります。

なお、本第三者割当増資における割当予定先でありますJトラストはすでにKeyHolderの株式を40%以上保有していることから、企業会計基準委員会の「企業会計基準適用指針第22号（平成23年3月25日改正）」によると、KeyHolderはJトラストの緊密なものになると考えられます。このため、両社が保有する当社の株式が20%を超過すると、当社はJトラストの関連会社に該当する可能性が出てきます。本第三者割当増資について協議を行う中で、Jトラスト及び当社とも関連会社の関係になることは望んでいないことから、本第三者割当増資によって割り当てられる当社の新株予約権を、当社の株価動向に応じて関連会社とならない範囲で、行使期間である5年の間に当社の株価動向に応じて、適宜行使し、取得した株式を売却する旨及び当社の株式を長期にわたり保有し当社の経営に重要な影響を与える意図が無い旨の説明を受けております。また、本第三者割当増資により、新株予約権による潜在株式が発行されますが、それらが行使され株式が保持されない限り、支配株主及び筆頭株主の異動を伴わないことから、当社としては、当社の経営方針に重大な変更が生じるものではないものと判断しております。

b . 資金使途

上記「(1) 新規発行による手取金の額」記載の差引手取概算額5,024,000,000円については、「(b) . 資金調達の必要性」でも述べましたように、中長期的なストックビジネスの構築が不可欠であります。そのため「 . 「SAMURAI」の商品組成及び関連投資案件（投資銀行事業）のための投融資資金」、「 . 「SAMURAI」の商品拡充に向けた許認可取得、事業会社のM&A及び各種金融・ITの専門人材の採用」、「 . ファンクラブ事業運営及びクラウドファンディング事業における商品ラインナップ拡充・サービス向上に資するIT投資」及び「 . クラウドファンディング事業及びファンクラブ事業におけるプロモーション」に充当する予定であります。

この資金を調達するために新株予約権を新規に発行いたしますが、そのすべてが行使された場合、当社の発行株式は現状から100%を超える大規模希薄化となります。しかしながら、資金使途として記載しております . ~ . に費やすことにより、安定収益基盤の構築に向けた中長期的なストックビジネスを展開することができ、収益構造の改善が可能になると考えております。そのためにも、株式の大規模希薄化は生じますものの、本第三者割当増資を行う事で資金を調達し、クラウドファンディングの商品組成及び関連投資案件のための投融資資金2,524百万円を始め、許認可取得や各種プロモーションに資金を投入する必要があると判断いたしました。

具体的な使途及び支出予定予想時期につきましては、以下のとおりであります。

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|--|---------|-----------------|
| 「SAMURAI」の商品組成及び関連投資案件（投資銀行事業）のための投融資資金 | 2,524 | 平成31年5月～平成36年4月 |
| 「SAMURAI」の商品拡充に向けた許認可取得、事業会社のM&A及び各種金融・ITの専門人材の採用 | 1,500 | 平成31年6月～平成36年5月 |
| ファンクラブ事業運営及びクラウドファンディング事業における商品ラインナップ拡充・サービス向上に資するIT投資 | 500 | 平成31年6月～平成36年4月 |
| クラウドファンディング事業及びファンクラブ事業におけるプロモーション | 500 | 平成31年6月～平成36年4月 |

(注) 1 . 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する予定です。

2. 「SAMURAI」の商品組成及び関連投資案件(投資銀行事業)のための投融資資金につきましては、組成する商品検討の商談状況により支出予定時期が変更となる可能性があります。
3. 調達する資金の内、本新株予約権の行使による調達額(4,998百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない場合があります。このため、資金を調達する都度、経営判断を行い安定収益基盤の構築に向け最適な用途に資金を投入予定です。なお、資金調達できない場合は、金融機関からの借入など他の資金調達により充当、又は、規模縮小等により対応など、状況に応じて経営判断を行う予定であります。
4. 「ファンクラブ事業運営及びクラウドファンディング事業における商品ラインナップ拡充・サービス向上に資するIT投資」の費用については、IT投資に係る費用として、バックグラウンドの構築、インフラ及びサーバーの構築等のイニシャル費用として500百万円を想定しております。想定よりIT投資にかかる金額が抑えられた場合は「クラウドファンディング事業及びファンクラブ事業におけるプロモーション」に追加充当することを予定しております。

クラウドファンディング商品組成及び関連投資案件(投資銀行事業)のための投融資資金

「SAMURAI」の商品組成においては、案件組成段階で当社グループが対象案件に対して初期投資を行い、その後、投資家に対し出資を募集するケースが多く存在いたします。また金額規模の大きい案件などにおいては、当社グループと投資家が共同で投資を行う案件も存在いたします。このような状況下において、今後「SAMURAI」の商品数及びラインナップ拡充を進めるにあたり、1件当たりの金額規模がより大きい案件や、より多くの案件数への資金投下が必要となり、当社グループにおいても運用資金の拡充が急務となっております。

そのため今回の第三者割当増資にて取得いたしました資金をベースとして「SAMURAI」の商品拡充に取り組むとともに、将来的な許認可取得による「SAMURAI」の商品ラインナップ拡充に向けた株式取得やアセットの取得をはじめとした投資銀行事業のための投融資資金として活用してまいります。当社グループにおける中長期の将来的なクラウドファンディング取扱額は年間百億円規模となることを目指しており、その規模まで成長することができれば、その手数料だけで販売費及び一般管理費を補填することが可能になると考えております。そのためには当該商品組成を目的とした案件開拓のための初期投資の運用資金として手元の資金に追加として必要となる金額、2,524百万円を費やす予定であります。

本第三者割当増資においては、新株予約権にて実施するため、調達の時期及びその金額が明確になっていないものの、「SAMURAI」の商品組成を行い、当社が定めた募集期間内に目標募集金額が集まると、案件成立となり1週間ほどで運用フェーズになるため、SSECは運用フェーズになった段階で手数料収益が得られます。当該商品に対する投資金額を順調に募ることができ、満額成立の状態での運用フェーズに入れば、当社が商品組成に投入した資金も、「SAMURAI」に出資した投資家の出資金から回収できており、速やかに次の商品組成の資金として活用が可能となるので、年間百億円規模の案件組成も可能であると考えております。

但しこの時、組成した商品が満額で成立しなかった場合、当社が商品組成に投入した資金は当該商品の運用に用いられるため、その運用フェーズが終了するまで回収できないというリスクはあります。「SAMURAI」はまだ実績や知名度が低いため、即座に年間百億円の案件組成は困難であることから、今後5年の間に平成31年1月期の販売費および一般管理費を含む営業損失を補填するだけの利益を計上することを目標として必要となる取扱額の試算を行い、また、「SAMURAI」の商品組成の実績より、調達した資金をもとに年間数本の商品の組成に繰り返し使用が可能であることから、本件の資金使途として2,524百万円を費やすことといたしました。なお当資金については、初期投資を行った後、流動化を繰り返すことにより「SAMURAI」における取扱額の増加を目的としたものとなります。

「SAMURAI」の商品拡充に向けた許認可取得、事業会社のM&A及び各種金融・ITの専門人材の採用

SSECが運営いたします「SAMURAI」における商品の多くは、主に貸金業を営むSAFが営業者として当社と連携して融資案件を組成し、SSECが投資家に対して融資資金の一部又は全部を募集・調達し、そのリターンを投資家に分配するという「貸付型」に分類されるスキームを採用しております。今後につきましては、「SAMURAI」における取扱商品ラインナップに拡充をはかり、投資家のニーズに応えるべく、当社グループにて新たな許認可(投資運用業、不動産特定共同事業者等)の取得を目指してまいります。許認可取得に際しては、必要となる金融・IT他法務等の専門人材の採用を行う他、既に許認可を有している企業のM&Aも視野に入れた取り組みを進め、より短期間で許認可取得とそれに伴う商品ラインナップの拡充に努めてまいります。

まずは、許認可取得に向けた有資格者を含め8~10名を新規に採用する必要があり、その人材に対する5年間の人件費、採用時のエージェント費用及び許認可取得時の届出に関する手数料等を考慮し、400百万円の充当を検討しております。

また、並行して当該許認可を有する事業会社の検索も行っておりますが、当社の希望する許認可を保有する事業会社が非常に少ない状況となっております。M&Aに関しては、当社が平成29年11月に許認可を有しているAIP証券株

式会社（現SSEC）を買収した際、AIP証券株式会社と同様な許認可を持つ複数の事業会社の調査をしておりましたが、M&Aに際し、概算でも1社につき500百万円～1,000百万円は必要でありました。当社が必要とする許認可を全て有する事業会社があれば対象はその1社のみとなりますが、複数の事業会社に対するM&Aも考慮に入れ検討を進めてまいります。

商品ラインナップの拡充は当社の収益基盤安定のためには必要なものであるため、人材の採用が芳しくない場合は、その費用も事業会社のM&Aへ投入する予定で考えております。その際、既に採用した人材がいたとしても、当該事業会社において有効に活用できることから、まずは人材採用を中心に活動を進め、適切な事業会社の情報入手し次第、デューデリジェンスを開始する等M&Aに向けた行動を開始する予定であります。

・ ファンクラブ事業運営及びクラウドファンディング事業における商品ラインナップ拡充・サービス向上に資するIT投資

KeyHolderグループは、所属するアーティストとファンとの繋がりの一つとしてファンクラブサイトの運営を見据えた事業展開を行っており、そこに対し、TECが有するITプラットフォーム開発・運用・保守についての専門技術、データベース構築・管理等及びデジタルマーケティング等の専門ノウハウを提供し、共同で協議を進めております。ファンクラブサイトにつきましては、初期の構築段階より当社グループのノウハウを投入し、登録するファンの拡大に伴い、段階的に機能拡張が必要となります。このため、サイト及びそのバックグラウンドの構築、インフラ及びサーバーの構築の費用として300百万円程度のIT投資を要すると考えております。

当社グループが「SAMURAI」にて培ってまいりました会員サイト運営に関する知見を活用し、ファンクラブサイト会員の属性情報・購買情報・サイト内回遊情報等を活用したマーケティング活動に取り組むことにより、KeyHolderグループにおいてファンのニーズを適切に把握することができ、より体験価値の高いコンテンツ配信やグッズ開発、ファンクラブサイトの更新を検討しております。具体的な内容につきましては今後協議を重ねてまいります。ファンクラブサイトについては、会員の情報も保管されていることから、より強固な関係性が必要であると考え、業務提携を行い、単なる受託開発ではなく、共に事業を拡大していくための緊密な情報連携を行ってまいります。

また、SSECが運営いたします「SAMURAI」につきましては、今後会員数の増加にあわせたインターフェースの向上、サーバーの強化とともに、金融資産を管理する観点からより強固なセキュリティの強化が必要となると認識しております。特に利用者である投資家の利便性向上に資するIT投資が会員数増加のためにも重要であると認識しており、一例として、各投資家の投資資金の預かり口座の仕組みシステム上に新たに設定することで、ファンド解散時における分配金を、システム上の専用口座で残高管理することが可能となる等、投資家が「SAMURAI」において新たな投資を行う際の手続き負担の軽減につながるるとともに、再投資への誘因・コアユーザーの獲得につながるものと認識しております。本施策の実施に向けては、有価証券等管理業務の届出と併せて日々の残高突合等の手続きのため新たなシステム機能追加が必要となることから、本第三者割当増資による資金のうち200約万円程度を投入し、展開を進めていく予定となります。但し、資金調達の状況及びファンクラブサイト構築の進捗状況により、経営資源の投入が必要と判断された場合は、この金額は減少させファンクラブサイト構築へ当て込む可能性があります。

このファンクラブサイトの構築後、サイトの会員であるファンの属性情報・購買情報・サイト内回遊情報を活用し、会員にとって有用な情報を提供する事が可能となり、会員にとってさらなる体験価値向上に資するサービス展開を実現することができます。

体験価値向上により、ファンクラブサイトの利用者数が増加することが考えられることから、会員に対する有用な情報を提供するのみではなく、会員の嗜好性に合致した「SAMURAI」に繋がる投資に関する情報を掲載することで、より多くの人の目に「SAMURAI」が触れることとなります。この情報から、「SAMURAI」への導線を作ることにより、これまで投資に興味を持っていなかった人々へのアプローチができ、潜在需要の取り込みが可能となることから、「SAMURAI」の会員数の拡大にも寄与するものと考えます。

・ クラウドファンディング事業及びファンクラブ事業におけるプロモーション

KeyHolderグループのファンクラブサイト構築について完了の見込みが立った段階で、当社とKeyHolderが共同でファンクラブ事業におけるプロモーション活動を開始し、利用者数の増加を図る予定であります。調達した資金をファンクラブサイトのプロモーションに充当することでKeyHolderのファンクラブサイトの会員数が増加し、そのサイトから「SAMURAI」への導線を作ること、

「SAMURAI」の会員数増加も見込めます。また、プロモーション活動につきましては、投入した費用に応じその効果が獲得できるものと考えておりますので、「ファンクラブ事業運営及びクラウドファンディング事業における商品ラインナップ拡充・サービス向上に資するIT投資」として予定しております費用が500百万円に至らず余剰が生じた場合は、本プロモーション費用として充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

Jトラスト株式会社

| | |
|---------------|---|
| 名称 | Jトラスト株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 |
| 直近の有価証券報告書提出日 | <p>有価証券報告書事業年度第42期 (自平成29年4月1日至平成30年3月31日) 平成30年6月28日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第43期第1四半期 (自平成30年4月1日至平成30年6月30日) 平成30年8月10日に関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第43期第2四半期 (自平成30年7月1日至平成30年9月30日) 平成30年11月13日に関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第43期第3四半期 (自平成30年10月1日至平成30年12月31日) 平成31年2月14日に関東財務局長に提出</p> |

株式会社KeyHolder

| | |
|---------------|---|
| 名称 | 株式会社KeyHolder |
| 本店の所在地 | 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 |
| 直近の有価証券報告書提出日 | <p>代表取締役有価証券報告書 事業年度第51期 (自平成29年4月1日至平成30年3月31日) 平成30年6月27日に関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第52期第1四半期 (自平成30年4月1日至平成30年6月30日) 平成30年8月10日に関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第52期第2四半期 (自平成30年7月1日至平成30年9月30日) 平成30年11月13日に関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第52期第3四半期 (自平成30年10月1日至平成30年12月31日) 平成31年2月14日に関東財務局長に提出</p> |

b . 提出者と割当予定先との間の関係

Jトラスト株式会社

| | |
|----------|--|
| 出資関係 | 代表取締役社長の藤澤信義氏は当社の株主であり、当社普通株式を6,800,000株（当社発行済株式数34,968,800株に対し19.45%）保有している筆頭株主であります。 |
| 人事関係 | 代表取締役社長の藤澤信義氏は平成30年4月まで当社の社外取締役でした。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 当社の本社事務所は、当該会社が賃借中の事務所に同居しており、当社は当該会社へ賃料を支払っております。 |

株式会社KeyHolder

| | |
|------|-------------|
| 資本関係 | 該当事項はありません。 |
|------|-------------|

| | |
|-------------|---|
| 人的関係 | 取締役の大出悠史氏は当社の社外監査役を現任しておりますが、平成31年4月24日開催予定の当社第23期定時株主総会をもって辞任する予定です。 |
| 取引関係 | 該当事項はありません。 |
| 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

c. 割当予定先の選定理由

Jトラスト株式会社

上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 a. 資金調達目的」に記載のとおり、「SAMURAI」において、取扱商品数やラインナップの拡大に向けて投融資案件の開拓のため、金融事業を展開している企業を中心に協業などの話を提案しておりました中、前向きな回答をいただきました。「SAMURAI」の概要を説明し、Jトラストが保有しております国内外の金融ネットワーク及び専門的な金融ノウハウを活用するなど、両者の強みを活かした共同商品の組成が可能となります。しかし、優良な商品を組成するには、ある程度の手元資金も必要となることから、第三者割当てによる増資について相談しましたところ、その目的についてご理解をいただきました。具体的な資金調達の方法につきましては、Jトラストと協議しました結果、株式の希薄化や調達した資金の使途などを考慮いただき、新株予約権の発行による増資で行うこととなりました。

なお、Jトラストに本第三者割当増資を引受けていただきそれが全て行使された場合、Jトラストの保有株式数は当社発行済み株式数の30.31%となります（30.31%の数値は、同日にKeyHolderへ割当てます本新株予約権が、全て行使された場合の値となります）。なお、本第三者割当増資における割当予定先でありますJトラストはすでにKeyHolderの株式を40%以上保有していることから、企業会計基準委員会の「企業会計基準適用指針第22号（平成23年3月25日改正）」によると、KeyHolderはJトラストの緊密なものになると考えられます。このため、両社が保有する当社の株式が20%を超過すると、当社はJトラストの関連会社に該当する可能性があります。本第三者割当増資について協議を行う中で、Jトラスト及び当社とも関連会社の関係になることは望んでいないことから、本第三者割当増資によって割り当てられる当社の新株予約権を、当社の株価動向に応じて関連会社とならない範囲で、行使期間である5年の間に当社の株価動向に応じて、適宜行使し、取得した株式を売却する旨及び当社の株式を長期にわたり保有し当社の経営に重要な影響を与える意図が無い旨の説明を受けております。また、本第三者割当増資により、新株予約権による潜在株式が発行されますが、それらが行使され株式が保持されない限り、支配株主及び筆頭株主の異動を伴うものではないことから、当社としては、当社の経営方針に重大な変更が生じるものではないものと判断しております。

株式会社KeyHolder

上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 a. 資金調達目的」に記載のとおり、KeyHolderグループに対し、クラウドファンディングをはじめとした当社グループの知見を活かした新規ドメイン展開の一環として所属するアーティスト、コンテンツをベースとした体験型クラウドファンディング及びファンクラブサイト構築・運営・管理について提案を行っておりました。その中で、新たなサービスの展開を行う際にIT投資が必要になることから、その資金調達のために増資の提案を行いました。また、「SAMURAI」での商品組成力の強化についても話をしたところ、KeyHolderが保有しておりますコンテンツとクラウドファンディングの連携の可能性もあることから、業務提携契約の締結と同時に、当社の第三者割当てを引き受けていただくこととなりました。

なお、KeyHolderに本第三者割当増資を引受けていただきそれが全て行使された場合、KeyHolderの保有株式数は当社発行済み株式数の20.21%となります（20.21%の数値は、同日にJトラストへ割当てます本新株予約権が、全て行使された場合の値となります）。このため、「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 a. 資金調達目的 (c). 第三者割当による資金調達を選択する理由」でも述べましたように、KeyHolderに対し、関連会社とならない範囲で新株予約権を行使していただくことを当社の取締役である山口がKeyHolderの取締役である大出氏に口頭で確認しております。

d. 割り当てようとする株式及び新株予約権の数

| 名称 | 株式数及び新株予約権数 |
|-----------|--|
| Jトラスト株式会社 | 新株予約権 214,200個(本新株予約権の目的となる普通株式 21,420,000株) |

| | |
|---------------|--|
| 株式会社KeyHolder | 新株予約権 142,800個(本新株予約権の目的となる普通株式 14,280,000株) |
|---------------|--|

e．株券等の保有方針

Jトラスト株式会社

当社は、割当予定先でありますJトラストより、本新株予約権の保有方針について、純投資が目的であり、当社の株価動向に応じて実行支配力が生じない範囲で適宜行使し、売却する旨の説明を受けております。

株式会社KeyHolder

当社は、割当予定先でありますKeyHolderより、本新株予約権の保有方針について、純投資が目的であり、当社の株価動向に応じて実行支配力が生じない範囲で適宜行使し、売却する旨の説明を受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるJトラストから、本第三者割当増資の資金は手許現預金でまかなう旨の説明を受けています。なお、当社は、Jトラストが平成31年2月13日付けで公表している平成31年3月期第3四半期に係る四半期報告書に含まれている連結貸借対照表において、十分な現金及び現金同等物を有していることを確認しており、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現預金を有しているものと判断しております。

また、KeyHolderの資産状況についても、本第三者割当増資の資金は手許現預金でまかなう旨の説明を受けており、KeyHolderが平成31年2月13日付けで公表している平成31年3月期第3四半期に係る四半期報告書に含まれている連結貸借対照表において、十分な現金及び現金同等物を有していることを確認しており、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現預金を有しているものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるJトラスト及びKeyHolderより、反社会勢力等とは一切関係がないことの説明を受けており、東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力排除を目的とした社内体制を構築していること、契約締結時及び採用時において、その相手方が反社会的勢力との関係が無いことを事前に調査していること、反社会的勢力からの接触を受けた場合は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処していることを確認しております。

また、上記とは別に、当該割当予定先であるJトラスト及びKeyHolderの取締役及び関係する法人が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先等が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号：代表取締役・古野啓介）に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いこと及び犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、当社の把握する限りにおいて、Jトラスト及びKeyHolder及びその役員又は主要株主と反社会勢力とは一切関係がないことを確認いたしました。なお、当社はその旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、譲渡に際し当社取締役会の承認を必要とする譲渡制限を設けております。但し、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績のある第三者機関、株式会社ブルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞ヶ関ビル30階、代表者：代表取締役社長 野口 真人）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約書に定められた諸条件（当社取締役会の承認を得ることで本新株予約権の譲渡が可能となる）、新株予約権の行使条件（純投資が目的であるため、新株予約権を行使した際は市場に売却する）及び割当先の行動（株

価が権利行使価格を上回った場合、随時平均売買出来高の約10%ずつ権利行使を行う)を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、株式会社ブルーラス・コンサルティングによる算定の条件として、基準となる当社株価140円(平成31年3月26日の終値)、権利行使価額140円、ボラティリティ84.51%、権利行使期間5年、リスクフリーレート0.199%、配当率0%等を参考に公正仮評価を実施し、本新株予約権1個に付き300円(1株当たり3.0円)との結果を得ております。

当社は、株式会社ブルーラス・コンサルティングによる本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議を行いました。当社としては、今後の収益基盤の安定化に向けたストックビジネスの構築を行うこと、それによる企業価値上のための資金を調達する必要がありますので、割当先に対して発行する新株予約権を引受けていただき、それを行使していただく必要があります。また調達する資金の規模が大きく、時間も限られていることから、新たな割当先の検索が困難な状況にありました。このため、Jトラスト及びKeyHolderと協議を行い、新株予約権の価額について、行使価額の1%であれば引受けるとの結果に至り、本新株予約権の発行価額を、行使価額の1%に該当する140円/個(1株当たり1.4円)とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である140円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の行使価格140円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の1ヶ月平均143円に対して2.10%のディスカウント、前日までの最近3ヶ月平均147円に対して4.76%のディスカウント、前日までの最近6ヶ月平均182円に対して23.08%のディスカウントとなっております。

新株予約権の発行価額につきましては、株式会社ブルーラス・コンサルティングによる算定結果を大きく下回りますことから、有利発行に当たる旨を承知しておりますが、当社の業績回復に向け取組を行うために必要な資金を円滑に調達するためには、一定の合理性を有していると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員から、株式会社ブルーラス・コンサルティングは、当社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行った事の報告は受けております。しかし、本新株予約権の価額算定については、市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額及び他社事例等を参照した上で、割当先と協議しております。その結果、新株予約権1個の発行価額を行使価額の1%である140円としていることから、割当先に対する有利発行に該当するため、予定されている定時株主総会において特別決議を行う必要がある旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査役3名の上記意見表明についての説明を受け、全取締役の賛同の下、本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資にて割当予定先に発行される新株予約権は357,000個であり、その全てが行使された場合に発行される新株式数は35,700,000株(議決権357,000個)となりますので、株式の希薄化率は第三者割当増資前の102.09%(当社議決権数に対しては102.09%)となります。

もっとも、上記の希薄化を勘案しても、「5新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途 b.資金使途」に記載したとおり、本第三者割当増資の実施により資金を調達することで、中長期的なストックビジネスの構築を行うことから経営基盤は安定し、当社の企業価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本第三者割当増資により発行する新株予約権の数は357,000個となっておりますが、「5新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途 a.資金調達の目的(c).第三者割当による資金調達を選択する理由」に記載のとおり、割当先が当社と関連会社にならないよう短期間での大量の新株予約権の行使は行わないことを確認しており、予約権を行使して取得した株式についても、市場への影響を与えない範囲で売却を進めていくことから、本第三者割当増資により株式の希薄化を生じるとはいえ、市場に過度の影響を与えるものではないと判断しました。

以上のことから、本第三者割当増資は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、既存株主の皆様の利益にも資し、かつ、本第三者割当増資において予定される上記の株式の希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるものであることから、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する新株予約権数は357,000個(普通株式35,700,000株分)となり、当該株式に係る議決権数は357,000個であるため、本第三者割当増資により、本届出書提出日現在の発行済株式数(34,968,800株)に対し102.09%相当、平成31年1月31日現在の総議決権数(349,670個)に対し102.10%相当の株式の希薄化が生じます(いずれも小数点第3位切り捨て)。したがって、希薄化率が25%以上であることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%) | 割当後の 所有株式数 (株) | 割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%) |
|---|----------------------|--------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------------------------|
| Jトラスト株式会社 | 東京都港区虎ノ門1丁目 7番12号 | | | 21,420,000 | 30.31 |
| 株式会社KeyHolder | 東京都港区虎ノ門1丁目 7番12号 | | | 14,280,000 | 20.21 |
| 藤澤 信義 | 東京都港区 | 6,800,000 | 19.45 | 6,800,000 | 9.62 |
| 寺井 和彦 | 兵庫県宝塚市 | 3,363,000 | 9.62 | 3,363,000 | 4.76 |
| NLHD株式会社 | 東京都港区南麻布4丁目 5番48号 | 2,586,700 | 7.40 | 2,586,700 | 3.66 |
| STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OD11 | Australia | 1,709,300 | 4.89 | 1,709,300 | 2.42 |
| CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI | Singapore | 1,518,100 | 4.34 | 1,518,100 | 2.15 |
| 村山 俊彦 | 東京都港区 | 1,000,000 | 2.86 | 1,000,000 | 1.42 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目 6番1号 | 676,400 | 1.93 | 676,400 | 0.96 |
| J.P.Morgan Securities plc | United Kingdom | 436,900 | 1.25 | 436,900 | 0.62 |
| 植村 篤 | 沖縄県国頭郡恩納村 | 400,000 | 1.14 | 400,000 | 0.57 |
| 松井証券株式会社 | 東京都千代田区麹町1丁 目4番地 | 382,600 | 1.09 | 382,600 | 0.54 |
| 計 | | 18,873,000 | 53.97 | 57,193,000 | 77.22 |

- (注) 1. 平成31年1月31日時点の株主名簿を基に、平成31年3月26日までに当社が確認した大量保有報告書に基づいて記載しております。
2. 「CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI」は田口氏の資産管理業務を行っている投資銀行の口座名であります。平成29年11月及び平成30年6月に実施しました当社第三者割当増資で発行した株式も当該会社にて管理されております。
4. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成31年1月31日現在の総議決権数に、本第三者割当増資に係る議決権の数357,000個を加えて算定しております。
5. 総議決権数に対する所有議決権の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
6. 割当予定先以外の株主に係る割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成31年1月31日より所有株式数に変更がないとの前提で計算しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

本第三者割当増資による希薄化率は102.09%と、25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される独立した第三者からの意見書入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。当社としては、上記記載のとおり、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えているものの、相当程度希薄化が生じ、株主の皆様にも影響があることから、本第三者割当増資の必要性及び相当性につきご説明した上で、株主の皆様の意思を確認することが重要であると考えております。このため当社は、平成31年4月24日開催予定の当社定時株主総会において、本第三者割当増資について議案を上程し、特別決議による承認を得ることで株主の皆様からの意思確認をさせていただくことといたしました。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会での承認をいただくことを本第三者割当増資の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

「第1募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 a . 資金調達の目的」に記載のとおり、中長期的なストックビジネスの構築に向けた活動に本調達により得た資金を投入することで、当社グループにおけるクラウドファンディング取扱額を将来的に百億円規模とすることを目指しております。クラウドファンディング取扱額が増加することで、SAFにおける利息収益及びSSECにおける手数料収益が生じることから、経営基盤は安定し、当社の企業価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第22期)及び四半期報告書(第23期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成31年3月27日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成31年3月27日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第22期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成31年3月27日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成30年4月27日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成30年4月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年4月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、安藤 潔、山口 慶一、塩澤 卓也、増田 誠治、浦井 大一、遠藤 周作を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 16,275 | 27 | 0 | (注)1 | 可決 (99.77%) |
| 第2号議案 取締役6名選任の件 | | | | | |
| 安藤 潔 | 16,274 | 28 | 0 | | 可決 (99.77%) |
| 山口 慶一 | 16,274 | 28 | 0 | | 可決 (99.77%) |
| 塩澤 卓也 | 16,274 | 28 | 0 | (注)2 | 可決 (99.77%) |
| 増田 誠治 | 16,274 | 28 | 0 | | 可決 (99.77%) |
| 浦井 大一 | 16,274 | 28 | 0 | | 可決 (99.77%) |
| 遠藤 周作 | 16,274 | 28 | 0 | | 可決 (99.77%) |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成30年5月10日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成30年5月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及びその子会社の役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 銘柄

「SAMURAI&J PARTNERS第14回新株予約権」(以下、「本新株予約権」と言います。)

(2) 発行数

11,667個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,166,700株とし、下記「(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とします。

(3) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価額は、300円とします。

なお、この発行価額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(住所：東京都千代田区霞が関3-2-5 霞ヶ関ビル30階、代表者：代表取締役社長 野口 真人)(以下、「ブルータス社」と言います。)が算出した発行価額を、当社取締役会が特に有利な価額ではないと判断し、これと同額に決定したものであります。また、ブルータス社は本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値308円/株、株価変動性85.73%、配当利回り0%、無リスク利率0.06%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額308円/株、行使期間10年、強制行使条項)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出しています。

(4) 発行価額の総額

362,843,700円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、当社普通株式100株とします。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割り当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」と言います。)に、付与株式数を乗じた金額とします。

この1株あたりの行使価額は、金308円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に順次付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

(7) 新株予約権の行使期間

平成30年6月25日から平成40年6月24日(平成40年6月24日が金融機関の営業日に該当しないときは、その前営業日)までとします。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも行使価額(ただし、上記「(2) 発行数」に準じて取締役会により適切に調整されるものとします。)に30%を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」と言います。)は、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。

ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(11) 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

| | | |
|----------|-----|--------|
| 当社常勤役員 | 5人 | 7,320個 |
| 当社非常勤役員 | 4人 | 2,100個 |
| 当社従業員 | 17人 | 306個 |
| 子会社常勤役員 | 3人 | 1,575個 |
| 子会社非常勤役員 | 1人 | 21個 |
| 子会社従業員 | 23人 | 345個 |

(注) 上記表の人数及び個数については、申込者の状況により変更となる可能性があります。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係
当該会社は、提出会社の完全子会社であります。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権総数引受契約書に定めるところによります。

(14) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「(8) 新株予約権の行使の条件」の内容に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

(15) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」と言います。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と言います。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「(5) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「(7) 新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「(7) 新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

その他新株予約権の行使の条件

上記「(8) 新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

新株予約権の取得事由及び条件

上記「(14) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定します。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(16) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(17) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成30年 6月22日

(18) 申込期日

平成30年 6月22日

(19) 新株予約権の割当日

平成30年 6月25日

(平成30年 7月24日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5 第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年 7月20日(収益金額確定日)

(2) 当該事象の内容

当社は、平成30年6月22日開催の取締役会において、新都ホールディングス株式会社の第三者割当増資の引受けを決議し、その時点で大都(香港)實業有限公司より借り受けておりました、新都ホールディングス株式会社の株式を平成30年6月25日に売却を完了しております。

借り受けておりました株式につきましては、平成30年7月10日に引き受けました新都ホールディングス株式会社の新規発行株式を用い、平成30年7月20日に返却しており、これにより収益金額が確定いたしました。

営業投資有価証券売却益の内容

| | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 売却完了年月日 | 平成30年6月25日 |
| 2 | 売却株式 | 新都ホールディングス株式会社株式(454,500株) |
| 3 | 増資引受金額 | 449百万円 |
| 4 | 売却額 | 117百万円 |
| 5 | 売却益 | 25百万円 |

(3) 当該事象の個別損益及び連結損益に与える影響額

本件売却に伴う25百万円の営業収益につきましては、平成31年1月期第2四半期の個別業績及び連結業績に計上いたします。

(平成31年8月10日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名

主要株主でなくなるもの 寺井 和彦

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

| | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 (注1) |
|---------------------------|---------|------------------------|
| 異動前(平成30年6月11日現在) (注2) | 36,130個 | 11.42% |
| 異動後 | 33,630個 | 9.62% |

(注1) 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 21,000株

平成30年6月11日現在の発行済株式総数 31,635,700株

平成30年7月31日現在の発行済株式総数 34,945,500株

(注2) 当該株主より提出された大量保有報告書(変更報告書)に基づいて記載しており、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

(3) 当該異動の年月日

平成30年7月31日

(4) その他の報告事項

| | |
|-------------------|----------------|
| 本報告書提出日現在の資本金の額 | 2,101,957,887円 |
| 本報告書提出日現在の発行済株式総数 | 34,945,500株 |

(平成31年3月19日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該事象の発生日

平成31年3月7日(計上することを決議した日)

(2) 当該事象の内容

当社は平成31年3月7日開催の取締役会において、平成31年1月期の決算において、ソフトウェア等の減損損失として約7百万円、子会社株式評価損として約432百万円及びのれんの減損損失として約299百万円を計上することを決議いたしました。

この内、子会社株式評価損の約432百万円については、個別決算で計上され連結決算上では相殺消去され、連結業績に与える影響はありませんので、特別損失は約307百万円となります。

(3) 当該事象の個別損益及び連結損益に与える影響額

本件に伴う連結業績約307百万円の特別損失は、平成31年1月期の個別業績及び連結業績に計上いたします。

(平成31年3月27日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成31年3月27日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及びその完全子会社の役員及び役員候補者に対し、有償ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び、当社及びその完全子会社の従業員に対し、無償ストック・オプションとして新株予約権を発行することを平成31年4月24日開催の第23期定時株主総会にて承認されることを条件として決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 第16回新株予約権の銘柄

「SAMURAI&J PARTNERS第16回新株予約権」(以下、「第16回新株予約権」といいます。)

(2) 第16回新株予約権の発行数

18,000個

なお、第16回新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,800,000株とし、下記「(5)第16回新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」により第16回新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とします。

(3) 第16回新株予約権の発行価格

第16回新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100円とします。

なお、この発行価額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞ヶ関ビル30階、代表者：代表取締役社長 野口 真人）（以下、「ブルータス社」といいます。）が算出した発行価額を、当社取締役会が特に有利な価額ではないと判断し、これと同額に決定したものであります。また、ブルータス社は第16回新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値140円/株、株価変動性81.47%、配当利回り0%、無リスク利率0.078%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額140円/株、行使期間10年、強制行使条項）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出しています。

(4) 第16回新株予約権の発行価額の総額

253,800,000円

(5) 第16回新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

第16回新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は、当社普通株式100株とします。

なお、付与株式数は、第16回新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割り当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は第16回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、第16回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

(6) 第16回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に、付与株式数を乗じた金額とします。

この 1 株あたりの行使価額は、金140円とします。

なお、第16回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、第16回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に順次付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、第16回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

(7) 第16回新株予約権の行使期間

平成31年7月1日から平成41年6月30日（平成41年6月30日が金融機関の営業日に該当しないときは、その前営業日）までとします。

(8) 第16回新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも行使価額（ただし、上記「(2) 第16回新株予約権の発行数」に準じて取締役会により適切に調整されるものとします。）に30%を乗じた価格を下回った場合には、第16回新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」と言います。）は、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。

ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

第16回新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。

第16回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該第16回新株予約権の行使を行うことはできません。

第16回新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできません。

(9) 第16回新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

第16回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

第16回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(10) 第16回新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による第16回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(11) 第16回新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

| | | |
|-----------------|----|---------|
| 当社常勤取締役及び候補者 | 4人 | 10,160個 |
| 当社非常勤取締役及び候補者 | 1人 | 1,600個 |
| 当社常勤監査役 | 1人 | 360個 |
| 当社非常勤監査役及び候補者 | 2人 | 520個 |
| 当社完全子会社取締役及び監査役 | 8人 | 5,360個 |

(注) 1. 上記表の人数及び個数については、申込者の状況により変更となる可能性があります。

2. 当社常勤取締役候補者及び当社非常勤監査役候補者につきましては、平成31年4月24日開催の第23期定時株主総会にて選任される事が、第16回新株予約権の割当てを受けるための条件となります。

- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係当該会社は、提出会社の完全子会社であります。
- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
当社と新株予約権者との間で締結する第16回新株予約権総数引受契約書に定めるところによります。
- (14) 第16回新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記「(8)第16回新株予約権の行使の条件」の内容に定める規定により第16回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は第16回新株予約権を無償で取得することができます。
- (15) 組織再編行為の際の第16回新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」と言います。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と言います。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する第16回新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「(5)第16回新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定します。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(6)第16回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
新株予約権を行使することができる期間
上記「(7)第16回新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「(7)第16回新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(9)第16回新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定します。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による第16回新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
その他新株予約権の行使の条件
上記「(8)第16回新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

新株予約権の取得事由及び条件

上記「(14) 第16回新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定します。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(16) 第16回新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、第16回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(17) 第16回新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成31年5月31日

(18) 第16回新株予約権の申込期日

平成31年5月31日

(19) 第16回新株予約権の割当日

平成31年6月13日

(20) 第17回新株予約権の銘柄

「SAMURAI&J PARTNERS第17回新株予約権」(以下、「本新株予約権」と言います。)

(21) 第17回新株予約権の発行数

2,000個

なお、第17回新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株とし、下記「(23) 第17回新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」により第17回新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に第17回新株予約権の数を乗じた数とします。

(22) 第17回新株予約権の発行価格

第17回新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとします。

(23) 第17回新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

第17回新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株とします。

なお、付与株式数は、第17回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割り当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は第17回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、第17回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

(24) 第17回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」と言います。)に、付与株式数を乗じた金額とします。

この1株当たりの行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とします。

なお、第17回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、第17回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に順次付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、第17回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

(25) 第17回新株予約権の行使期間

平成33年7月1日から平成41年3月26日(平成41年3月26日が金融機関の営業日に該当しないときは、その前営業日)までとします。

(26) 第17回新株予約権の行使の条件

第17回新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要します。但し、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例と認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。

第17回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

第17回新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

新株予約権者は、割当日から平成33年6月30日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができず、割当日より2年以上を経過した平成33年7月1日から平成41年3月26日の期間に、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

(27) 第17回新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

第17回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

第17回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(28) 第17回新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による第17回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(29) 第17回新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

| | | |
|----------------|-----|--------|
| 当社及び完全子会社管理職 | 5人 | 500個 |
| 当社及び完全子会社管理職以外 | 25人 | 1,500個 |

(注) 上記表の人数及び個数については、申込者の状況により変更となる可能性があります。

(30) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係
当該会社は、提出会社の完全子会社であります。

(31) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と新株予約権者との間で締結する第17回新株予約権総数引受契約書に定めるところによります。

(32) 第17回新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、第17回新株予約権の全部を無償で取得することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「(26)新株予約権の行使の条件」の内容に定める規定により第17回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は第17回新株予約権を無償で取得することができます。

(33) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」と言います。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と言います。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する第17回新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「(23)第17回新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(24)第17回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「(25)第17回新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「(25)第17回新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(27)第17回新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による第17回新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

その他新株予約権の行使の条件

上記「(26)第17回新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

新株予約権の取得事由及び条件

上記「(32)第17回新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定します。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(34) 第17回新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、第17回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとします。

(35) 第17回新株予約権の申込期日

平成31年5月31日

(36) 第17回新株予約権の割当日

平成31年6月13日

3. 資本金の増減

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第22期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成31年3月27日)までの間における資本金の増減は以下の通りであります。

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 | 発行済株式 総数残高 | 資本金増減額 | 資本金残高 | 資本準備金 増減額 | 資本準備金 残高 |
|---------------------------|----------------|---------------|-------------|---------------|--------------|---------------|
| 平成30年4月26日～ 平成31年3月27日 | 5,118,800 | 34,968,800 | 768,295,050 | 2,105,581,037 | 768,295,050 | 1,118,155,050 |

(注) 平成30年6月1日に実施しました第三者割当による新株発行、第13回新株予約権及び第14回新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要

第23期事業年度(自平成30年2月1日 至平成31年1月31日)の業績の概要

平成31年3月14日開催の当社取締役会において承認された第23期連結会計年度に係る連結財務諸表は以下の通りです。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成30年1月31日) | 当連結会計年度 (平成31年1月31日) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 658,262 | 772,665 |
| 受取手形及び売掛金 | 20,471 | 24,912 |
| 営業貸付金 | | 863,491 |
| 営業投資有価証券 | | 287,452 |
| 仕掛品 | 631 | 675 |
| 原材料及び貯蔵品 | 146 | 393 |
| 繰延税金資産 | 2,500 | 1,400 |
| その他 | 32,124 | 85,113 |
| 貸倒引当金 | 2,415 | 6,993 |
| 流動資産合計 | 711,722 | 2,029,112 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 150,947 | 151,367 |
| 減価償却累計額 | 3,114 | 7,399 |
| 建物及び構築物(純額) | 147,833 | 143,968 |
| 工具、器具及び備品 | 13,207 | 14,226 |
| 減価償却累計額 | 5,977 | 8,254 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 7,229 | 5,971 |
| 土地 | 442,884 | 442,884 |
| 有形固定資産合計 | 597,948 | 592,825 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 11,748 | 966 |
| のれん | 403,922 | 34,057 |
| その他 | 240 | 921 |
| 無形固定資産合計 | 415,911 | 35,945 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 19,762 | 19,580 |
| 差入保証金 | 14,576 | 13,726 |
| 長期前払費用 | 1,821 | 1,892 |
| 破産更生債権等 | 162,332 | 162,332 |
| 繰延税金資産 | 400 | |
| その他 | 2,549 | 7,877 |
| 貸倒引当金 | 162,482 | 158,307 |
| 投資その他の資産合計 | 38,959 | 47,101 |
| 固定資産合計 | 1,052,818 | 675,872 |
| 資産合計 | 1,764,540 | 2,704,984 |

| | 前連結会計年度 (平成30年1月31日) | 当連結会計年度 (平成31年1月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 66 | 45 |
| 匿名組合預り金 | | 141,673 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 26,040 | 26,040 |
| 未払金 | 13,154 | 8,421 |
| 未払法人税等 | 20,828 | 18,429 |
| 前受金 | 18,202 | 15,787 |
| 賞与引当金 | 280 | 509 |
| 預り金 | 3,493 | 42,653 |
| その他 | 20,207 | 17,436 |
| 流動負債合計 | 102,272 | 270,998 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 220,940 | 194,900 |
| 長期預り保証金 | 30,000 | 30,000 |
| 繰延税金負債 | 117 | |
| 固定負債合計 | 251,057 | 224,900 |
| 負債合計 | 353,329 | 495,898 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,337,285 | 2,105,581 |
| 資本剰余金 | 349,860 | 1,118,155 |
| 利益剰余金 | 277,742 | 852,071 |
| 株主資本合計 | 1,409,403 | 2,371,664 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 266 | 167,084 |
| 為替換算調整勘定 | | 275 |
| その他の包括利益累計額合計 | 266 | 167,360 |
| 新株予約権 | 1,541 | 4,781 |
| 純資産合計 | 1,411,211 | 2,209,086 |
| 負債純資産合計 | 1,764,540 | 2,704,984 |

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (自平成29年2月1日 至平成30年1月31日) | 当連結会計年度 (自平成30年2月1日 至平成31年1月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 売上高 | 382,703 | 530,246 |
| 売上原価 | 245,384 | 248,012 |
| 売上総利益 | 137,319 | 282,233 |
| 販売費及び一般管理費 | 320,210 | 528,089 |
| 営業損失() | 182,891 | 245,856 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 83 | 9 |
| 貸倒引当金戻入額 | | 668 |
| 受取返戻金 | 1,623 | |
| その他 | 1,010 | 5,733 |
| 営業外収益合計 | 2,716 | 6,411 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,900 | 4,734 |
| 貸倒引当金繰入額 | 2,216 | |
| 株式交付費 | 8,791 | 568 |
| その他 | 1,873 | 2,725 |
| 営業外費用合計 | 15,781 | 8,028 |
| 経常損失() | 195,956 | 247,473 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 103,204 | |
| 特別利益合計 | 103,204 | |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 7,124 | 7,669 |
| 訴訟関連費用 | 11,771 | 1,356 |
| のれん償却額 | | 299,914 |
| 特別損失合計 | 18,895 | 308,939 |
| 匿名組合損益分配前税金等調整前当期純損失() | 111,647 | 556,412 |
| 匿名組合損益分配額 | | 8,037 |
| 税金等調整前当期純損失() | 111,647 | 564,449 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 12,505 | 8,379 |
| 法人税等調整額 | | 1,500 |
| 法人税等合計 | 12,505 | 9,879 |
| 当期純損失() | 124,153 | 574,328 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失() | 124,153 | 574,328 |

連結包括利益計算書

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (自平成29年2月1日 至平成30年1月31日) | 当連結会計年度 (自平成30年2月1日 至平成31年1月31日) |
|--------------|--|--|
| 当期純損失() | 124,153 | 574,328 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 101 | 167,351 |
| 為替換算調整勘定 | | 275 |
| その他の包括利益合計 | 101 | 167,627 |
| 包括利益 | 124,051 | 741,956 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 124,051 | 741,956 |
| 非支配株主に係る包括利益 | | |

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|---------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 987,425 | | 153,589 | 833,836 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 349,860 | 349,860 | | 699,720 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失() | | | 124,153 | 124,153 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | 349,860 | 349,860 | 124,153 | 575,566 |
| 当期末残高 | 1,337,285 | 349,860 | 277,742 | 1,409,403 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------|-------------------|-------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 164 | | 164 | | 834,001 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | 699,720 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失() | | | | | 124,153 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 101 | | 101 | 1,541 | 1,642 |
| 当期変動額合計 | 101 | | 101 | 1,541 | 577,209 |
| 当期末残高 | 266 | | 266 | 1,541 | 1,411,211 |

当連結会計年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,337,285 | 349,860 | 277,742 | 1,409,403 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 768,295 | 768,295 | | 1,536,590 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失() | | | 574,328 | 574,328 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | 768,295 | 768,295 | 574,328 | 962,261 |
| 当期末残高 | 2,105,581 | 1,118,155 | 852,071 | 2,371,664 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------|-------------------|-------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 266 | | 266 | 1,541 | 1,411,211 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | 1,536,590 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失() | | | | | 574,328 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 167,351 | 275 | 167,627 | 3,240 | 164,386 |
| 当期変動額合計 | 167,351 | 275 | 167,627 | 3,240 | 797,874 |
| 当期末残高 | 167,084 | 275 | 167,360 | 4,781 | 2,209,086 |

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日) | 当連結会計年度 (自 平成30年 2月 1日 至 平成31年 1月31日) |
|--------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純損失() | 111,647 | 564,449 |
| 減価償却費 | 9,600 | 15,362 |
| のれん償却額 | 15,779 | 369,864 |
| 株式交付費 | 8,791 | |
| 固定資産売却損益(は益) | 103,204 | |
| 減損損失 | 7,124 | 7,669 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 1,638 | 403 |
| 受取利息及び受取配当金 | 83 | 33 |
| 支払利息 | 2,900 | 4,734 |
| 訴訟関連費用 | 11,771 | 1,356 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 37,397 | 4,440 |
| 営業貸付金の増減額(は増加) | | 863,491 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 54 | 20 |
| 匿名組合預り金の増減額(は減少) | | 141,673 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 339 | 291 |
| 営業投資有価証券の増減額(は増加) | | 454,926 |
| 未収入金の増減額(は増加) | 26,901 | 17,140 |
| 預け金の増減額(は増加) | 119,847 | 1,984 |
| その他 | 59,841 | 6,440 |
| 小計 | 86,265 | 1,372,156 |
| 利息及び配当金の受取額 | 83 | 33 |
| 利息の支払額 | 3,092 | 4,886 |
| 法人税等の支払額 | 4,026 | 17,011 |
| 訴訟関連費用の支払額 | 11,292 | 1,465 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 67,936 | 1,395,485 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 30,000 | |
| 定期預金の払戻による収入 | | 30,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 600,780 | 4,075 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 281,905 | 73 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 455 | 2,715 |
| 短期貸付金の回収による収入 | | 462 |
| 差入保証金の支払による支出 | 10,749 | 600 |
| 差入保証金の回収による収入 | 11,143 | 2,952 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | 486,377 | |
| その他 | 24,573 | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 810,739 | 26,097 |

| | 前連結会計年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日) | 当連結会計年度 (自 平成30年 2月 1日 至 平成31年 1月31日) |
|-----------------------|---|---|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 18,500 | |
| 長期借入れによる収入 | 260,000 | |
| 長期借入金の返済による支出 | 13,020 | 26,040 |
| 株式の発行による収入 | 690,928 | 499,996 |
| 新株予約権の発行による収入 | 1,022 | 13,240 |
| 新株予約権の行使による株式の発行による収入 | | 1,026,594 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 920,430 | 1,513,791 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 177,628 | 144,403 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 450,633 | 628,262 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 628,262 | 772,665 |

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「投資銀行事業」「ITサービス事業」の2つ、を報告セグメントとしております。なお、当社グループの報告セグメントは、事業セグメントの区分と同一であります。

「投資銀行事業」は、第三者割当増資引受やファンド出資及び融資等による資金調達の支援、クラウドファンディングサイトの運営・展開を主に行っております。

「ITサービス事業」は、「ミドルウェアソリューション」の主力製品である「Fast Connector」シリーズの販売・保守サービスの提供及びSES(システムエンジニアリングサービス)や受託開発をはじめとする「ITソリューション」の提供を主に行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、報告セグメントを自社ビル賃貸事業と金融関連事業を統合した「投資銀行事業」と「ITサービス事業」に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注)1 | 連結財務諸表 計上額(注)2 |
|---------------------------|---------|--------------|-----------|-------------|-------------------|
| | 投資銀行事業 | ITサービス 事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| (1) 外部顧客への売上高 | 309,285 | 73,418 | 382,703 | | 382,703 |
| (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 2,547 | | 2,547 | 2,547 | |
| 計 | 311,833 | 73,418 | 385,251 | 2,547 | 382,703 |
| セグメント利益 又は損失() | 39,427 | 49,586 | 10,159 | 172,732 | 182,891 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費 | 5,343 | 3,903 | 9,246 | 782 | 10,028 |
| 減損損失 | | 7,124 | 7,124 | | 7,124 |
| のれんの償却額 | 15,779 | | 15,779 | | 15,779 |
| 有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 | 987,418 | 47,236 | 1,034,654 | 1,283 | 1,035,938 |

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 172,732千円には、セグメント間消去7,589千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 177,774千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 減価償却費には、長期前払費用に係る償却が含まれております。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれます。

5. 当社は第3四半期連結会計期間において、SAMURAI証券株式会社を連結の範囲に含めております。

なお、みなし取得日を平成29年10月31日としており、当連結会計年度は平成29年11月1日から平成30年1月31日の損益計算書を連結しております。

6. 当社は第4四半期連結会計期間において、SAMURAI TECHNOLOGY株式会社を連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成30年1月31日としており、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

7. セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはしていないため記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注) 1 | 連結財務諸表 計上額(注) 2 |
|---------------------------|---------|--------------|---------|--------------|--------------------|
| | 投資銀行事業 | ITサービス 事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| (1) 外部顧客への売上高 | 313,501 | 216,744 | 530,246 | | 530,246 |
| (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高 | | 350 | 350 | 350 | |
| 計 | 313,501 | 217,094 | 530,596 | 350 | 530,246 |
| セグメント利益 又は損失() | 32,343 | 34,703 | 2,359 | 248,215 | 245,856 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費 | 9,620 | 3,136 | 12,756 | 701 | 13,458 |
| のれんの償却額 | 63,118 | 6,831 | 69,950 | | 69,950 |
| 特別損失 | 307,583 | | 307,583 | 1,356 | 308,939 |
| (減損損失) | 7,669 | | 7,669 | | 7,669 |
| (のれんの償却額) | 299,914 | | 299,914 | | 299,914 |
| 有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 | 1,950 | 3,788 | 5,738 | 127 | 5,865 |

- (注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 248,215千円には、セグメント間消去350千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 247,865千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. 減価償却費には、長期前払費用に係る償却が含まれております。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれます。
5. セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはしていません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書上の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成30年 2月 1日 至 平成31年 1月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|------------|--------|------------|
| 株式会社オリーブスパ | 60,000 | 投資銀行事業 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)

セグメント情報に同様の情報開示をしているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成30年 2月 1日 至 平成31年 1月31日)

セグメント情報に同様の情報開示をしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | その他 | 全社・消去 | 合計 |
|-------|---------|----------|-----|-------|---------|
| | 投資銀行事業 | ITサービス事業 | | | |
| 当期末残高 | 362,933 | 40,988 | | | 403,922 |

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | その他 | 全社・消去 | 合計 |
|-------|---------|----------|-----|-------|--------|
| | 投資銀行事業 | ITサービス事業 | | | |
| 当期末残高 | | 34,057 | | | 34,057 |

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日) | 当連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日) |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 47円23銭 | 1株当たり純資産額 63円04銭 |
| 1株当たり当期純損失金額() 4円49銭 | 1株当たり当期純損失金額() 17円19銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。 |

(注) 1. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日) | 当連結会計年度 (自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日) |
|--|--|--|
| 1株当たり当期純損失金額() | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失金額() | 124,153千円 | 574,328千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 千円 | 千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失金額() | 124,153千円 | 574,328千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 27,645,000株 | 33,401,875株 |
| 希薄化効果を有しないため潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要 | 第12回新株予約権 (3,982個) | 第12回新株予約権 (3,982個) |

2. 当社は、平成30年2月1日付にて、普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第22期) | 自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日 | 平成30年4月26日 近畿財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第23期第3四半期) | 自 平成30年8月1日 至 平成30年10月31日 | 平成30年12月13日 関東財務局に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年4月26日

SAMURAI&J PARTNERS株式会社

取締役会 御中

RSM清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 浩史 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 潔弘 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSAMURAI&J PARTNERS株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SAMURAI&J PARTNERS株式会社及び連結子会社の平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の平成30年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、SAMURAI&J PARTNERS株式会社が平成30年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、連結子会社である株式会社ヴィオは、平成30年1月16日付けで株式の取得により子会社化し、内部統制の評価に必要な相当の期間が確保できなかったことから、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断し、期末日現在の内部統制評価から除外している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月26日

SAMURAI&J PARTNERS株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 浩史 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 潔弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSAMURAI&J PARTNERS株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の平成30年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。